



市 章

# 大津市公報

平 成 26 年 2 月 28 日  
号 外 ( 第 6 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 7 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
- 8 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
- 9 大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 10 大津市準用河川管理規則の一部を改正する規則..... 2

### 企 業 局 管 理 規 程

- 3 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程の一部改正..... 2

### 企 業 局 告 示

- 3 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 3

## 規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 2 月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 7 号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表障害者団体等運営事業費補助金の項の次に次のように加える。

発達障害者等自発的 活動補助金	地域において発達障害者等の交流活動等に自発的に取り組むものに対し、当該活動等に要する経費の全部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
--------------------	--

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 2 月28日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第 8 号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条の 2 中「第 8 号」を「第 9 号」に、「第 9 号から第33号まで」を「第10号から第34号まで」に改め、同条中第33号を削り、第32号を第34号とし、第31号を第33号とし、第30号を第31号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(32) 文書の送達業務(第18号及び第23号に掲げる業務を除く。)

第21条の 2 中第29号を第30号とし、第 9 号から第28号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

### 消 防 防 火 服

第21条の 3 第 2 項第 1 号中「前条第 9 号」を「前条第10号」に改め、同項第 2 号中「前条第10号」を「前条第 11号」に改め、同条第 3 項中「前条第31号から第33号まで」を「前条第33号及び第34号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 2 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 9 号

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則（昭和49年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 3 項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 3 月 1 日から施行する。

大津市準用河川管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 2 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市準用河川管理規則の一部を改正する規則

大津市準用河川管理規則（昭和62年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「並びに法第23条」を「、法第23条及び第24条」に、「及び」を「並びに」に改め、「許可の申請書」の次に「並びに法第23条の 2 の登録の申請書」を加える。

第 5 条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第 1 項中「許可」の次に「並びに法第23条の 2 の登録（以下「許可等」という。）」を加え、同条第 2 項中「許可」を「許可等」に改め、同条第 3 項中「許可書」の次に「又は登録書」を加え、「許可内容」を「許可等の内容」に改める。

第 6 条の見出し中「許可」を「承認等」に改め、同条中「及び法第23条」を「、法第23条及び第24条」に改め、「の許可」の次に「並びに法第23条の 2 の登録（以下「承認等」という。）」を加え、「承認又は許可に」を「承認等に」に、「承認又は許可区域内」を「承認等に係る区域内」に改める。

別表中

法第23条、第24条、第26条及び第29条の許可の申請書	県知事の認可を要するもの	4 部	を
	その他のもの	2 部	

法第23条、第24条、第26条及び第29条の許可の申請書	県知事の認可を要するもの	4 部	に改める。
	その他のもの	2 部	
法第23条の 2 の登録の申請書		2 部	

様式第 1 号中「大津市長 様」を「（宛先）大津市長」に改める。

様式第 2 号中「許可」を「承認等」に改める。

様式第 3 号中「大津市長 様」を「（宛先）大津市長」に、「許可」を「許可等」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第 2 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設される標識について適用し、施行日前に設置された標識については、なお従前の例による。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 3 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程（平成24年企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 2 条第 1 号中「特に重要なもの」を「重要なもの」に改め、同条第 2 号中「重要なもの」を「一般的なもの」に改め、同条第 3 号中「もの」の次に「(不当要求行為に該当するもの及び大津市議会議員が関与するものを除く。)」を加える。

**附 則**

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**企 業 局 告 示**

**大津市企業局告示第 3 号**

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成22年条例第36号)第 3 条から第 6 条までの規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う手続等を定めたので、大津市公営企業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成22年企業局管理規程第21号)本則の規定によりその例によることとされる大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成22年規則第77号)第 3 条の規定により告示する。

平成26年 2 月28日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
給水装置の使用の開始又は中止の届出	大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)	第 6 条第 2 号	平成26年 3 月 1 日
一般契約(大津市ガス供給条例(昭和52年条例第34号)第 3 条の 3 第 2 項に規定する一般契約をいう。以下同じ。)に係るガスの使用の申込み	大津市ガス供給条例	第 3 条の 2	平成26年 3 月 1 日
一般契約に係るガスの使用の廃止の通知	大津市ガス供給規程(昭和52年企業局管理規程第 6 号)	第 8 条第 1 項	平成26年 3 月 1 日